

# 訪問看護契約書

利用者 \_\_\_\_\_ 様（以下「甲」という。）と福岡県看護協会訪問看護ステーション「こが」（以下「乙」という。）とは訪問看護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

## （目的）

- 第1条 乙は、介護保険法・医療保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができることを目的として、甲の療養生活を支援し、訪問看護サービスを提供します。
- 2 乙は、訪問看護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見及び居宅サービス計画に沿って訪問看護計画を作成します。
- 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し利用料自己負担分を支払います。

## （契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から1ヵ月間とします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出がない場合は、この契約は同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。ただし主治医が訪問看護の必要がないと判断された場合は更新しないものとします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日までとします。

## （運営の概要）

- 第3条 乙の運営の概要（事業の目的、職員の体制等）は別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

## （訪問看護計画の作成・変更）

- 第4条 乙は、主治医の指示、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該実施状況の把握に努めます。
- 2 訪問看護計画には、療養上の目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問看護サービスの目的に従い、訪問看護計画の変更を行います。
- (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問看護計画を変更する必要がある場合
- (2) 甲が訪問看護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
- 5 前項の変更の際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、訪問看護計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対し説明し、その同意を得るものとします。

## （主治医との関係）

- 第5条 乙は、訪問看護サービスの提供を開始する際には、主治医の指示を文書で受けます。
- 2 乙は、主治医に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
- （訪問看護サービスの内容及びその提供）

- 第6条 乙は、担当の訪問看護員を派遣し、訪問看護計画書に記載した内容の訪問看護サービスを提供します。

- 2 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
- 3 乙は、甲の訪問看護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。
- 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による写しを求めることができます。ただし、この閲覧及び写しは、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第7条 乙は、甲に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（苦情対応）

- 第8条 甲又は甲の家族及び甲の後見人は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。
- 2 乙は、甲に提供したサービスについて、甲又は甲の家族及び甲の後見人から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
  - 3 乙は甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し何ら不利益な取扱いをいたしません。

（緊急時の対応）

第9条 乙は、現に訪問看護サービスの提供を行っているときに甲に容体の急変が生じた場合、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化に関する事項）

第10条 事業者は利用者などの人権の擁護・虐待の防止措置及び身体的拘束等の適正化のため必要な次の措置を講じます

- ①虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化のための従事者に対する研修実施
- ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ②その他、虐待防止及び身体的拘束等の適正化虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（利用料の滞納）

第11条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないとき、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

2 乙は、前項の催告をした場合には、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。

3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

（秘密保持）

第12条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対するサービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙及び乙の従業員は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いませ
- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は、高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(甲の解除権)

第13条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

- 第14条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

- 第15条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 一 主治医が訪問看護の必要はないとして、訪問看護指示書の交付がないとき。
  - 二 第2条第1項及び第2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
  - 三 甲が第12条により契約を解除したとき。
  - 四 乙が第10条又は第13条により契約を解除したとき。
  - 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
  - 六 甲が死亡したとき。
  - 七 甲が乙や職員に対し重大な背信行為を行った場合、文章で通知することにより直ちにこの契約を解約することができる。

(損害賠償)

- 第16条 乙は、訪問看護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
  - 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

- 第17条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(協議事項)

- 第18条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令に従い、甲及び乙は誠意をもって協議のうえ定めます。

この契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙ともに署名押印のうえ、各 1 通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者（甲）：私は、この契約書に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

住 所

氏 名

電 話

署名代行者：私は、本人に代わり、上記署名を行いました。

住 所

氏 名

電 話

本人との関係

署名代行の理由

事業者（乙）：私は、居宅サービス事業者として、甲の申込みを受託し、この契約書に定める訪問看護サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業所番号 第 4060790005 号

〒811-3116 福岡県古賀市庄 205 番地

古賀市保健福祉総合センター内

福岡県看護協会

訪問看護ステーション「こが」

管理者 吉田 由美子

電 話 092-942-0377

F A X 092-942-0412